

平成31年度国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率等について(案)

- 平成30年度から、県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するとともに、療養の給付等に要する費用(医療費から本人負担を除いた額)の支払に必要な額を市町村へ交付しています。また、県は、各市町村の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ、標準的な保険料水準として「標準保険料率」を市町村へ通知し、公表することとされています。
- 今般、県において、国から示された係数等を用いて、平成31年度の国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等(案)の算定を行ったため、ここに公表するものです。

(注) この資料の「一人当たり保険税必要額」は、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なります。



鹿児島県

平成31年2月8日

鹿児島県くらし保健福祉部 国民健康保険課

< 目 次 >

1 主な前提等

- (1) 国民健康保険事業費納付金等の算定に係る主な前提 …… P 1
- (2) 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針等について …… P 2
- (3) 平成31年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数
及び県が定める額 …… P 3
- (4) 年齢調整後医療費指数 …… P 5
- (5) 国民健康保険事業費納付金等の算定における公費の拡充の反映 …… P 6

2 算定結果

- (1) 一人当たり保険税必要額及び激変緩和措置 …… P 7
- (2) 国民健康保険事業費納付金 …… P 13
- (3) 標準保険料率等 …… P 14
- (4) 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金) …… P 17

参考資料

- 鹿児島県国民健康保険運営方針<概要版>の抜粋 …… P 18

1 (1) 国民健康保険事業費納付金等の算定に係る主な前提

【主な前提】

- (1) 平成31年度の公費拡充のうち、約1,670億円を反映(全国ベース)。
※ 本県では、29億円程度の公費拡充を反映。
- (2) 平成28年度決算ベースの一人当たり保険税額(年額)と丈比べを行い、保険税負担が急激に上昇しないよう激変緩和措置を行う。
※ 激変緩和措置の具体的な方法については、国のガイドライン等を踏まえ、県と市町村で協議によりとりまとめた手法を用いている。
- (3) 算定方法に係るその他の主な前提(いずれも県国保運営方針に記載のとおり)
 - ・ α (医療費指数反映係数) = 1
 - ・ β (所得シェア反映係数) = 本県の所得係数
(医療分:0.67程度, 後期高齢者支援金等分:0.70程度, 介護納付金分:0.68程度)
 - ・ 標準的な収納率は、平成27年度～29年度の3ヶ年平均
 - ・ 標準的な算定方式は3方式
 - ・ 「H31保険税必要額(標準保険料率ベース)」は、平成31年度の医療費や所得の見込み等を用いて算定。
 - ・ 「H28保険税必要額(H28決算ベース)」は、年報や療給データ等から算出した平成28年度の保険税収納必要総額の決算額(決算補填等目的の法定外一般会計繰入額等は反映していない)であり、県で算出したものである。
- (4) 激変緩和措置に係る主な前提
 - ・ 「H31保険税必要額(標準保険料率ベース)」が、「H28保険税必要額(H28決算ベース)」から一定割合を超えて上昇する場合は、特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を活用し上昇を抑える。
(一定割合=9.20%(単年度換算2.98%))
 - ・ 激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないように、平成31年度算定から、一定割合を超える額に対して充てる額を6分の1ずつ減らしている。

1 (2) 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針等について

項 目		算 定 方 針 等
1 算定方針 基礎的な	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。	統一の保険料水準とはしない。 (※統一に向けては引き続き検討)
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。
	③納付金として集め、また、保険給付費等交付金で交付する対象範囲を療養の給付等以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。	対象範囲は拡大しない。
2 主に納付金の算定に必要な 係数、方針	① α (医療費指数反映係数)の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha=1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
	② β (所得シェア反映係数)の設定の仕方(医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分) ※必要に応じ、 β' についても設定	β =所得係数を基本 (激変緩和で β の調整は基本行わない)
	③賦課限度額 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (H30:医療分58万円、後期分19万円、介護分16万円)
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。(=3方式(所得割, 均等割, 平等割))
3 主に標準保険料率の算定に必要な 係数、方針	①標準的な収納率 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。
	②標準的な算定方式(2方式, 3方式, 4方式)	3方式(所得割, 均等割, 平等割)
	③所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)	所得割指数=1.0, 均等割指数=0.7, 平等割指数=0.3
	④県繰入金(1号分)を活用した激変緩和措置の調整する範囲 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)の増加を一定割合以内に収める際の基準)	平成28年度からの自然増率(標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース) ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定 ※H31以降、激変緩和措置額を充てる額を6分の1ずつ減
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い(再掲)	2④と同じ

※考え方は国保運営方針に記載のとおり

1 (3) 平成31年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金の算定については、「鹿児島県国民健康保険条例(以下「条例」という。）」、「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(以下「省令」という。）」及び「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(以下「算定政令」という。）」の規定において、毎年度知事又は都道府県が定めることとされている係数がある。
- これらの係数は、納付金の算定上重要な係数であるため、あらかじめ、都道府県国民健康保険運営方針でその算定方針等を定めることとされており、本県においては平成29年11月に作成した「鹿児島県国民健康保険運営方針」でこれらの算定方針等を定めている。

<知事が定める数>

係数名	知事が定める数			根拠規定	解説
	<参考>H30年度	H31年度	H31—H30		
医療費指数反映係数	1	1	0	条例第11条	・厚労省の納付金等ガイドライン(H30.10月版)では「 α 」。 ・各市町村の医療費水準(年齢調整後医療費指数)を納付金の配分にどの程度反映させるかを決定する係数である。 ・ $0 \leq \alpha \leq 1$ で知事が定めることとされており、本県では医療費水準を全て納付金の配分に反映させるため、「1」とする。
一般納付金所得係数	0.6527565023628	0.6677513948359	0.0149948924731	条例第13条	・厚労省の納付金等ガイドライン(H30.10月版)では「 β 」。 ・納付金の配分において、応能:応益= β :1とすることとされており、本県では「所得係数=本県の一人当たり所得金額/全国平均の一人当たり所得金額」とすることとしている。 ・ β の計算は厚労省が行い、H30.12.26付けの国確定係数通知で示されている。
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.6829518489223	0.6973978681582	0.0144460192359	条例第17条	
介護納付金納付金所得係数	0.6631227657724	0.6822708614285	0.0191480956561	条例第21条	
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第16条	・納付金の配分において、均等割(被保険者数割)と平等割(世帯数割)を按分するための係数。 ・均等割指数は $0 < \text{指数} < 1$ で知事が定めることとされており、本県では均等割:平等割=7:3とし、均等割指数は「0.7」とすることとしている。
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第20条	
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第24条	
一般納付金基礎額調整係数	0.8408238239471	0.8436254746802	0.0028016507331	省令第10条	・厚労省の納付金等ガイドライン(H30.10月版)では「 γ 」。 ・納付金基礎額を市町村に按分した後に、納付金基礎額と按分後の市町村計を合わせるための調整係数である。 ・省令では、計算式を2通り規定し、知事が選択することとされている。本県では第1号の計算式を選択する(納付金算定において標準収納割合の調整は行わない)こととしている。 ・一般納付金基礎額調整係数(医療分)では、医療費水準を反映させることから調整係数が「0.84程度」となっているが、後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数と介護納付金納付金基礎額調整係数は端数調整のみであるためほぼ「1」となる。
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999980230	0.999999982011	0.000000001781	省令第16条	
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999950189	0.999999949090	-0.000000001099	省令第25条	

<県が定める額>

係数名	県が定める額	根拠規定	解説
市町村別納付金減算額(一部)	別紙(次ページ)のとおり	算定政令第13条第1号、第2号	・各市町村の納付金額を算定する際に、高額医療費共同負担金(国1/4、県1/4)と特別高額医療費負担金(国が予算の範囲内で一部を負担)の額を市町村ごとに減算する額。 ・算定政令では、当該負担金の額を減算するか、減算しないか2通り規定し、いずれかを都道府県が選択することとされている。本県では高額医療費の共同負担を行わない(国保運営方針の「基礎的な算定方針」参照)のため、当該負担金の額を各市町村の納付金額から減算している。

1 (3) 平成31年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

別紙(県が定める額)

(単位:円)

市 町 村 名	算定政令第13条第1号に基づき県が定める額 (高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)			算定政令第13条第2号に基づき県が定める額 (特別高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)		
	<参考>H30年度	H31年度	H31-H30	<参考>H30年度	H31年度	H31-H30
	鹿 児 島 市	1,037,815,329	1,021,925,505	▲ 15,889,824	36,653,028	34,192,947
鹿 屋 市	172,748,597	174,201,562	▲ 1,452,965	2,983,609	2,964,120	▲ 19,489
枕 崎 市	51,625,280	48,795,030	▲ 2,830,250	1,145,414	917,276	▲ 228,138
阿 久 根 市	57,894,445	55,840,591	▲ 2,053,854	2,862,510	2,238,674	▲ 623,836
出 水 市	106,354,347	105,587,143	▲ 767,204	1,960,771	1,919,203	▲ 41,568
指 宿 市	101,235,479	97,844,340	▲ 3,391,139	2,022,019	1,696,568	▲ 325,451
西 之 表 市	42,353,849	40,414,559	▲ 1,939,290	503,363	777,620	274,257
垂 水 市	33,250,149	31,788,820	▲ 1,461,329	0	86,090	86,090
薩 摩 川 内 市	158,571,516	162,736,979	▲ 4,165,463	3,757,022	3,444,647	▲ 312,375
日 置 市	90,723,111	94,071,296	3,348,185	2,854,297	3,742,768	888,471
曾 於 市	87,445,701	87,530,020	84,319	2,312,934	2,164,731	▲ 148,203
霧 島 市	206,633,727	211,925,341	5,291,614	4,512,081	3,459,283	▲ 1,052,798
いちき串木野市	57,774,438	57,145,775	▲ 628,663	1,218,180	1,348,602	130,422
南 さ つ ま 市	62,930,046	66,575,604	3,645,558	751,090	1,307,135	556,045
志 布 志 市	60,331,589	58,482,275	▲ 1,849,314	984,092	1,299,894	315,802
奄 美 市	65,280,939	67,204,705	1,923,766	1,247,401	1,507,442	260,041
南 九 州 市	74,615,820	80,597,222	5,981,402	1,187,034	1,750,482	563,448
伊 佐 市	51,249,111	57,618,228	6,369,117	324,956	419,130	94,174
始 良 市	123,994,101	128,554,275	4,560,174	1,112,865	1,710,335	597,470
三 島 村	572,622	808,028	235,406	0	0	0
十 島 村	1,298,360	1,956,482	658,122	0	239,445	239,445
さ つ ま 町	46,331,148	46,155,182	▲ 175,966	682,917	947,338	264,421
長 島 町	26,345,713	28,276,017	1,930,304	611,990	514,204	▲ 97,786
湧 水 町	18,500,781	19,962,664	1,461,883	120,742	467,298	346,556
大 崎 町	36,608,202	36,188,843	▲ 419,359	621,520	607,586	▲ 13,934
東 串 良 町	19,089,666	19,100,061	10,395	305,293	287,408	▲ 17,885
錦 江 町	21,249,021	18,494,840	▲ 2,754,181	379,226	408,800	29,574
南 大 隅 町	15,419,184	15,517,917	98,733	89,579	181,926	92,347
肝 付 町	31,712,795	34,251,266	2,538,471	568,916	967,647	398,731
中 種 子 町	17,332,366	20,480,275	3,147,909	0	790,415	790,415
南 種 子 町	13,872,039	12,350,174	▲ 1,521,865	0	127,110	127,110
屋 久 島 町	30,751,070	31,673,405	922,335	425,506	308,787	▲ 116,719
大 宇 和 村	3,166,160	3,997,256	831,096	0	0	0
宇 検 村	3,823,568	4,037,747	214,179	0	0	0
瀬 戸 内 町	13,576,787	15,882,241	2,305,454	140,279	138,407	▲ 1,872
龍 郷 町	11,445,502	15,195,912	3,750,410	177,646	681,824	504,178
喜 界 町	17,121,303	18,802,125	1,680,822	0	0	0
徳 之 島 町	24,696,776	23,980,307	▲ 716,469	624,606	820,712	196,106
天 城 町	16,289,987	15,538,189	▲ 751,798	458,882	222,888	▲ 235,994
伊 仙 町	13,135,844	12,954,663	▲ 181,181	0	0	0
和 泊 町	16,572,605	15,071,532	▲ 1,501,073	277,825	176,707	▲ 101,118
知 名 町	14,294,900	12,500,068	▲ 1,794,832	255,224	340,454	85,230
与 論 町	11,652,050	12,177,414	525,364	231,201	228,117	▲ 3,084
計	3,067,686,023	3,084,191,878	16,505,855	74,364,018	75,404,020	1,040,002

1 (4) 年齢調整後医療費指数

<ポイント>

- 年齢調整後医療費指数は、各市町村の「年齢構成の差異を調整した医療費水準」であり、この水準が全国平均と同じである場合は指数は1となり、全国平均より高い場合は1より高く、低い場合は1より低くなる。
- 年齢調整後医療費指数は、過去3ヶ年(H27～29)の各年齢階級(5歳階級別)における全国平均の一人当たり医療費、各市町村の一人当たり医療費実績及び被保険者数から算出され、各市町村の納付金の算出に用いられる。

市町村名	<参考>H30年度	H31年度	H31-H30
鹿児島市	1.2228941873768	1.2158316117067	▲ 0.0070625756701
鹿屋市	1.0583702196190	1.0547976235843	▲ 0.0035725960347
枕崎市	1.2772387255445	1.2780579572470	0.0008192317025
阿久根市	1.2982027978101	1.2868615316484	▲ 0.0113412661617
出水市	1.2389682223257	1.2182796860611	▲ 0.0206885362646
指宿市	1.2516505973864	1.2065652944864	▲ 0.0450853029000
西之表市	1.0366287741192	1.040885264359	0.0042567523167
垂水市	1.2387804913176	1.2131232544717	▲ 0.0256572368459
薩摩川内市	1.2108097543049	1.2057991844285	▲ 0.0050105698764
日置市	1.2361573675026	1.2319431495515	▲ 0.0042142179511
曾於市	1.1609771397079	1.1674738497426	0.0064967100347
霧島市	1.2576838828398	1.2556170260218	▲ 0.0020668568180
いちき串木野市	1.3294304212877	1.3127637301770	▲ 0.0166666911107
南さつま市	1.3533726985746	1.3447035900827	▲ 0.0086691084919
志布志市	1.0812389876212	1.0665987668043	▲ 0.0146402208169
奄美市	1.0346326249592	1.0361384649696	0.0015058400104
南九州市	1.2523035226867	1.2692395320391	0.0169360093524
伊佐市	1.2398278690610	1.2607243152925	0.0208964462315
始良市	1.1567742582988	1.1657318964879	0.0089576381891
三島村	1.1345889753450	1.3060182737017	0.1714292983567
十島村	0.8568400195701	0.9989951958914	0.1421551763213
さつま町	1.2989069345333	1.2816470038563	▲ 0.0172599306770

市町村名	<参考>H30年度	H31年度	H31-H30
長島町	1.2011682721823	1.2173601926040	0.0161919204217
湧水町	1.1788841630669	1.2020218729054	0.0231377098385
大崎町	1.1876875340930	1.1619716561156	▲ 0.0257158779774
東串良町	1.1523893068203	1.1512291743799	▲ 0.0011601324404
錦江町	1.1813798023491	1.1482844973061	▲ 0.0330953050430
南大隅町	1.1483071487985	1.1572489647129	0.0089418159144
肝付町	1.1346793902429	1.1440476937955	0.0093683035526
中種子町	0.9405550927470	0.9800644314791	0.0395093387321
南種子町	0.9850277733470	0.9741615342111	▲ 0.0108662391359
屋久島町	1.0197446350675	1.0196897249995	▲ 0.0000549100680
大和村	1.1500205806123	1.2408746806639	0.0908541000516
宇検村	1.1403661329525	1.0934298453258	▲ 0.0469362876267
瀬戸内町	1.2218003107142	1.2196853054956	▲ 0.0021150052186
龍郷町	1.1732473270371	1.2233462247775	0.0500988977404
喜界町	0.8995486208860	0.9442029194729	0.0446542985869
徳之島町	0.9897369258988	1.0031638624500	0.0134269365512
天城町	1.0466999878507	1.0881142028288	0.0414142149781
伊仙町	0.9920440527876	1.0061765598948	0.0141325071072
和泊町	0.9050914205575	0.8721998778618	▲ 0.0328915426957
知名町	0.9896876798600	0.9445886958546	▲ 0.0450989840054
与論町	0.8423532117506	0.8972319327363	0.0548787209857

1 (5) 国民健康保険事業費納付金等の算定における公費の拡充の反映

<ポイント>

- 平成30年度からの公費拡充のうち、納付金等の平成31年度本算定では約1,670億円(全国ベース)を算入することとされ、本県では29億円程度を反映している。
- 本算定で算入されていない100億円は特別調整交付金(市町村分)である(平成31年度執行ベースで拡充される。)

(単位:億円)

	H30公費 拡充額	H30年度本算定				H31公費 拡充額	H31年度本算定				算定への反映方法
		全国 ベース	本県配分額		全国 ベース		本県配分額				
			シェア	シェア			シェア	シェア			
合 計	約1,700	約1,600	27.4	1.7%	約1,770	約1,670	28.8	1.7%			
財政調整機能の強化	800	700	15.4	2.2%	800	700	15.7	2.2%			
普通調整交付金	300	300	9.2 (※1)	3.1%	350	350	10.2 (※1)	2.9%	納付金算定基礎額から差し引く		
暫定措置(特別調整交付金)	300	300	4.1	1.4%	250	250	3.5	1.4%	激変緩和措置に活用(※3)		
特別調整 交付金											
都道府県分	100	100	2.1 (※2)	2.1%	100	100	2.0 (※2)	2.0%	納付金算定において各市町村へ再配分		
市町村分	100	0	0	—	100	0	0	—	—(執行ベースで拡充される。)		
保険者努力支援制度	837 ※別途特調 より163	837 ※別途特調 より163	11.3 ※別途特調 より2.7	1.3%	912 ※別途特調 より88	912 ※別途特調 より88	12.3 ※別途特調 より1.4	1.3%			
都道府県分	500	500	5.8	1.2%	500	500	5.9	1.2%	納付金算定基礎額から差し引く		
市町村分	337 ※別途特調 より163	337 ※別途特調 より163	5.5 ※別途特調 より2.7	1.6%	412 ※別途特調 より88	412 ※別途特調 より88	6.4 ※別途特調 より1.4	1.6%	標準保険料率の算定に必要な保険料額から差し引く		
特別高額医療費共同事業 への国庫補助の拡充	60	60	0.7	1.2%	60	60	0.8	1.3%	各市町村の納付金額から差し引く		

(※1) 普通調整交付金のH30年度本算定本県配分額は、H27年度決算ベースの普通調整交付金の本県配分割合3.1%に、300億円を乗じて算出したもの。また、H31年度本算定本県配分額は、H29年度決算ベース普通調整交付金の本県配分割合2.9%に、350億円を乗じて算出したもの。

(※2) 特別調整交付金(都道府県分)のH30年度本算定本県配分額は、拡充額の100億円見合いの額である(総額200億円見合いでは4.1億円)。また、H31年度本算定本県配分額は、拡充分の100億円見合いの額である(総額200億円見合いでは4.0億円)。

(※3) 暫定措置額のほかに特別調整交付金による追加激変緩和措置として、H30、31ともに全国ベース100億円(本県配分額1.4億円)が配分されている(ただし、公費拡充分ではないため、本表には記載せず。)

2(1)① 一人当たり保険税必要額の概要

激変緩和前

(注) このページは激変緩和前の数値であり、最終的な算定結果ではない。最終的な数値は10ページの「激変緩和後」を参照。

本算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和前の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

- ・ **H31保険税必要額(標準保険料率ベース)** **109,592円 A (年額)**
※国の公費拡充をほぼ反映(ただし激変緩和措置に用いる財源は投入していない)。
※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。
※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。
- ・ **H28保険税必要額(H28決算ベース)** **97,946円 B (年額)**
- ・ **比較 A-B(伸び率)** **11,646円(+11.89%) ※単年度換算3.82%**
※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 県平均の一人当たり保険税必要額(A-B)が増加する主な理由

- ・ 医療費の増加及び被保険者数の減少等により, 平成28年度と比較して平成31年度は一人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。
- ・ これは, 被保険者数全体は減少傾向にあるものの, 団塊の世代(1947~49年生まれ)が, 平成29年度から70歳以上に移行していることなどを背景に, 年齢構成がより一層高くなっていることなどが要因と考えられる。
※平成31年度の診療報酬改定は算定に反映している。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 **34市町村**
- ・ 減少した市町村 **9町村**

○ 個別の市町村で増減が発生する主な理由(制度改革に伴う理由)

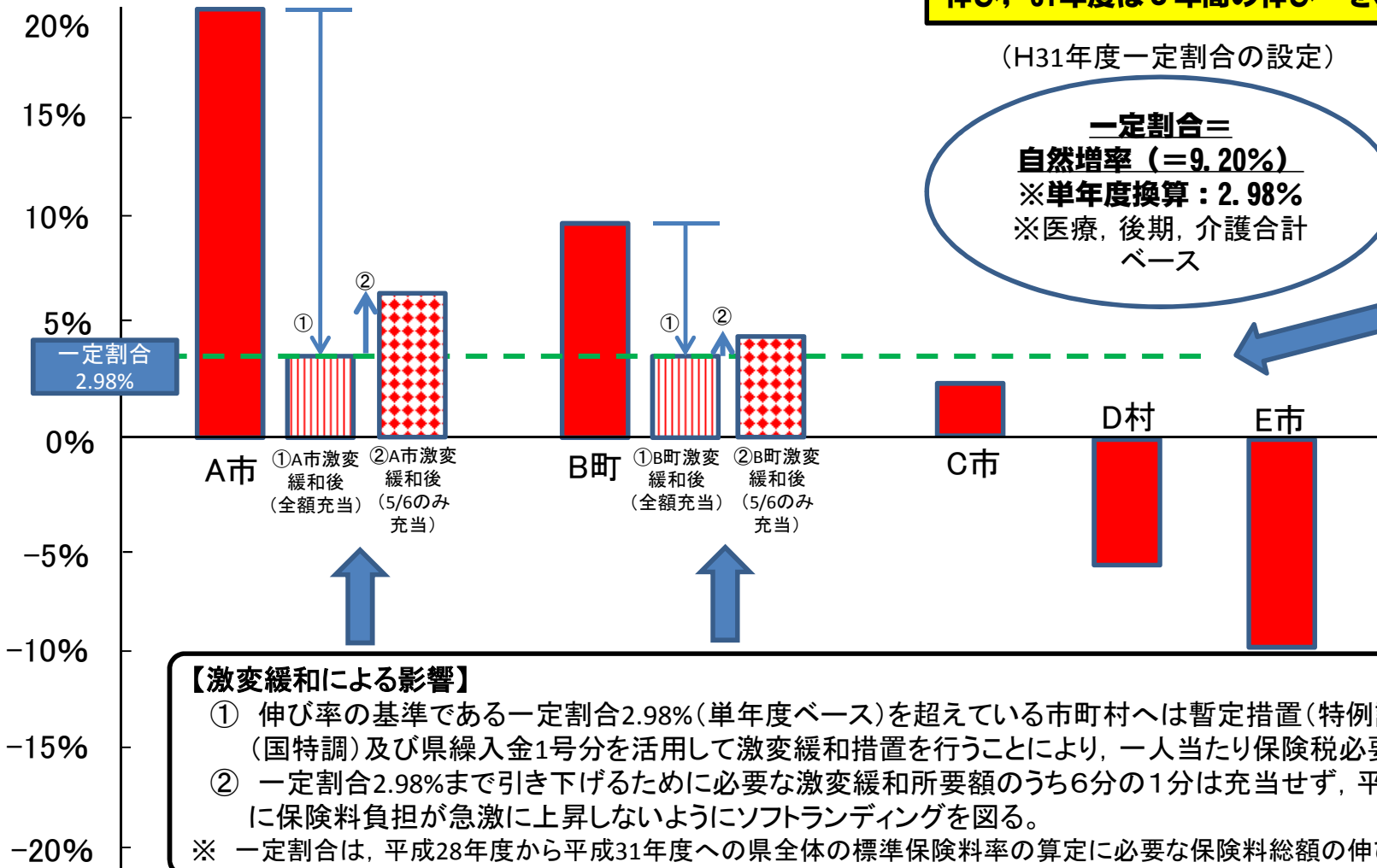
- ・ 平成29年度までは, 市町村がそれぞれ, 実際にかかった保険給付費等を負担し, 公費等を受け入れていたが, 平成30年度からの新制度では, 保険給付費等の費用は年齢調整後の医療費水準や所得水準等に基づき納付金制度により負担することに加え, 国普通調整交付金や前期高齢者交付金等の公費等も一旦都道府県が受け入れることとなり, 公費等の入り方が変わったため。

2 (1) ② 一人当たり保険税必要額の激変緩和について

<ポイント>

- 平成31年度の一人当たり保険税必要額が、平成28年度決算ベースと比較して一定割合(9.20%(単年度換算2.98%))以上に増加する市町村に対しては、激変緩和措置を行い、伸び率を一定割合以下に引き下げる。
- なお、激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないように、平成31年度算定から、一定割合を超える額に対して充てる額を6分の1ずつ減らしている。

一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率
(単年度換算ベース)



丈比への対象は平成28年度で固定であり、平成30年度は2年間の伸び、31年度は3年間の伸び…を基準に激変緩和を検討する。

【一定割合の設定】
平成28年度からの伸び率が何%以上の場合を対象に激変緩和を行うか？
→ 平成28年度から31年度にかけての標準保険料率の算定に必要な保険料総額の伸び率(自然増率)を用いる。

【激変緩和による影響】

- ① 伸び率の基準である一定割合2.98%(単年度ベース)を超えている市町村へは暫定措置(特例調整交付金)、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を活用して激変緩和措置を行うことにより、一人当たり保険税必要額が2.98%まで引き下げられる。
- ② 一定割合2.98%まで引き下げるために必要な激変緩和所要額のうち6分の1分は充当せず、平成35年度の激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないようにソフトランディングを図る。

※ 一定割合は、平成28年度から平成31年度への県全体の標準保険料率の算定に必要な保険料総額の伸び率(マイナスの場合は0%)とする。

2 (1) ③ 激変緩和措置の概要

<ポイント>

- 平成31年度の一人当たり保険税必要額の伸び率を一定割合(9.20%(単年度換算2.98%))以下に引き下げるための所要額の6分の5の額として、総額14億91百万円の激変緩和措置額が必要となり、その財源は特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を用いている。

		H30本算定	H31本算定
一定割合	合計 〔医療分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分〕	0.68% 〔1.44% 0.23% 0.00%〕	2.98% 〔2.81% 3.18% 3.94%〕
下限設定		なし	なし
激変緩和措置額		1,651百万円	1,491百万円
財源	暫定措置(特例調整交付金)	410百万円	345百万円
	追加激変緩和額(国特調)	137百万円	138百万円
	県繰入金1号分	1,104百万円	1,007百万円
特例基金の活用		410百万円	なし
一人当たり保険税必要額(本算定による標準保険料率ベース)(県平均, 年間)		97,978円(102,203円)	105,697円(109,592円)
一人当たり保険税必要額(本算定による標準保険料率ベース)のH28決算ベースからの伸び率(県平均, 年間)		0.16%(1.97%)	2.57%(3.82%)
	最大伸び率	0.68%(12.66%)	4.39%(12.05%)
	最小伸び率	▲24.43%(▲24.43%)	▲10.55%(▲10.55%)
	増加市町村数	23(23)	34(34)
	減少市町村数	20(20)	9(9)

※ 一定割合及び伸び率は全て単年度換算である。また、()内は激変緩和前の数値である。

2(1)④ 一人当たり保険税必要額の概要

激変緩和後

本算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和後の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

・ **H31保険税必要額(標準保険料率ベース)** **105,697円 A (年額)**

※国の公費拡充分をほぼ反映。

※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。

※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。

・ **H28保険税必要額(H28決算ベース)** **97,946円 B (年額)**

・ **比較 A-B(伸び率)** **7,751円(+7.91%) ※単年度換算+2.57%**

※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 激変緩和前より県平均の一人当たり保険税必要額が減少(109,592円→105,697円(▲3,895円))する理由

- ・ 激変緩和措置において, 暫定措置(特例調整交付金), 追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分(激変緩和用)の活用を行ったことにより, 県全体の保険税必要額が減少したため。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 34市町村
- ・ 減少した市町村 9町村

【参考:平成30年度本算定との比較】

・ **H30保険税必要額(標準保険料率ベース)** **97,978円 C (年額)**

・ **比較 A-C(伸び率)** **7,719円(+7.88%)**

○ 平成30年度と比べ, 県平均の一人当たり保険税必要額が増加(97,978円→105,697円(+7,719円))する理由

- ・ 被保険者数全体は減少傾向にあるものの, 団塊の世代(1947~49年生まれ)が70歳以上に移行していることなどを背景に, 年齢構成がより一層高くなっていることなどにより, 一人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。
- ・ 普通調整交付金の算定方法の変更などにより, 本県への普通調整交付金の配分見込額が減少するため。

2 (1) ⑤ 一人当たり保険税必要額 (市町村ごとの状況・激変緩和措置前後比較)

市町村単位の保険税必要額への影響(激変緩和の前後)

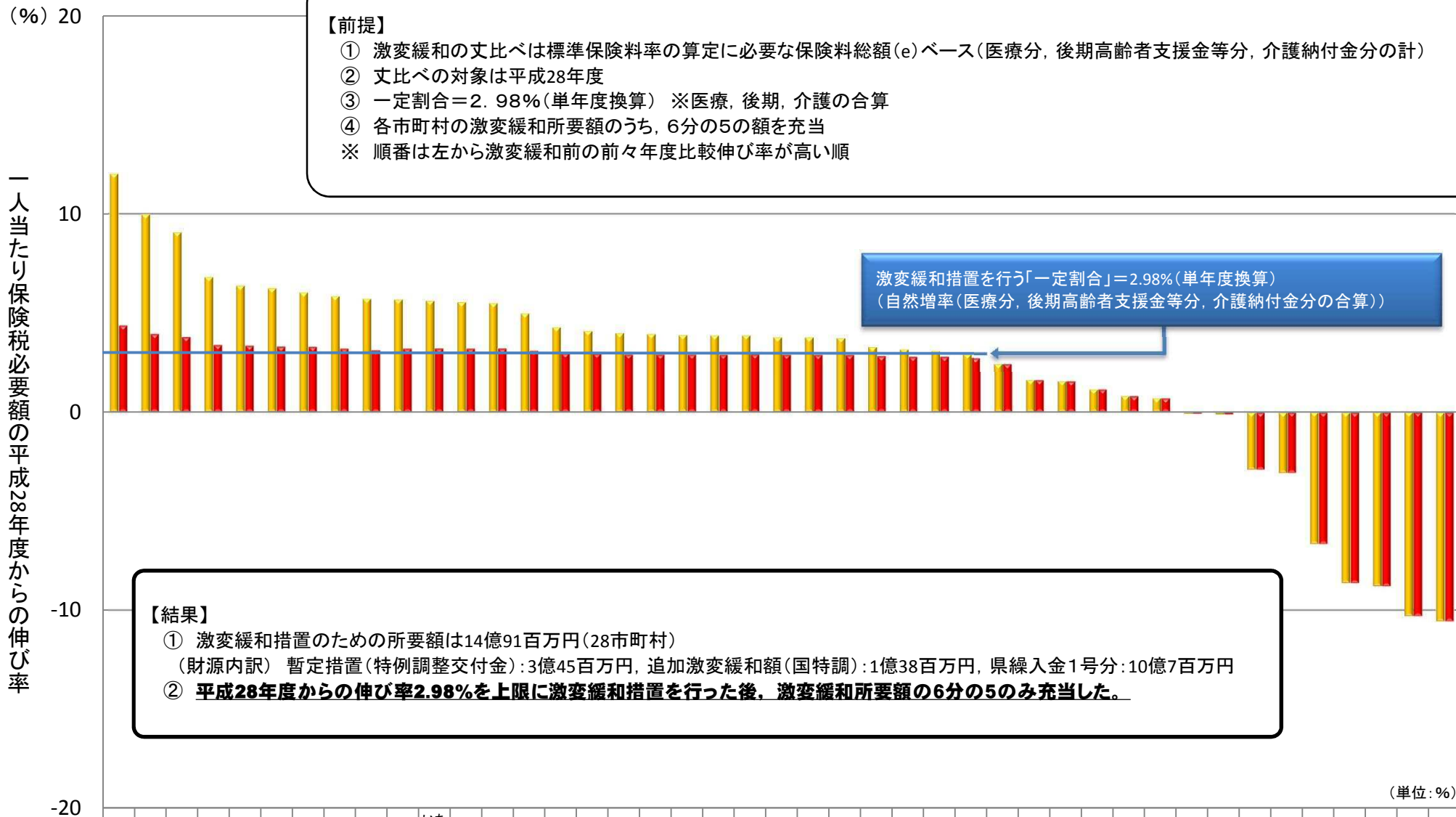
【激変緩和】前提:一定割合=9.20%(単年度換算2.98%)

※市町村の順番は、④(激変緩和前の伸び率)が高い順である。

市町村名	一人当たり保険税必要額								
	H28決算 ベース B	H31標準保険料率ベース A							
		激変緩和前				激変緩和後			
金額 ①	金額 ②	H28決算ベースB との差額 ③(②-①)	3年伸び率 ④(③/①)	単年度換算 伸び率 ⑤(④単年度換算後)	金額 ⑥	H28決算ベースB との差額 ⑦(⑥-①)	3年伸び率 ⑧(⑦/①)	単年度換算 伸び率 ⑨(⑧単年度換算後)	
円	円	円	%	%	円	円	%	%	
大崎町	94,794	133,347	38,553	40.67	12.05	107,834	13,040	13.76	4.39
瀬戸内町	64,598	85,982	21,384	33.10	10.00	72,565	7,967	12.33	3.95
屋久島町	70,471	91,490	21,019	29.83	9.09	78,816	8,345	11.84	3.80
西之表市	83,129	101,343	18,214	21.91	6.83	91,923	8,794	10.58	3.41
さつま町	107,355	129,305	21,950	20.45	6.40	118,565	11,210	10.44	3.37
南種子町	91,874	110,251	18,377	20.00	6.27	101,332	9,458	10.29	3.32
南大隅町	99,522	118,712	19,190	19.28	6.05	109,717	10,195	10.24	3.30
喜界町	68,046	80,749	12,703	18.67	5.87	74,820	6,774	9.96	3.21
十島村	68,214	80,643	12,429	18.22	5.74	74,830	6,616	9.70	3.13
知名町	78,787	93,008	14,221	18.05	5.69	86,628	7,841	9.95	3.21
いちき串木野市	101,515	119,646	18,131	17.86	5.63	111,662	10,147	10.00	3.23
指宿市	105,597	124,213	18,616	17.63	5.56	116,117	10,520	9.96	3.22
東串良町	122,940	144,437	21,497	17.49	5.52	135,220	12,280	9.99	3.22
薩摩川内市	93,891	108,693	14,802	15.77	5.00	102,933	9,042	9.63	3.11
鹿児島市	102,126	115,871	13,745	13.46	4.30	111,576	9,450	9.25	2.99
日置市	102,865	116,070	13,205	12.84	4.11	112,309	9,444	9.18	2.97
出水市	90,642	101,968	11,326	12.50	4.00	98,815	8,173	9.02	2.92
霧島市	94,782	106,468	11,686	12.33	3.95	103,346	8,564	9.04	2.93
志布志市	93,450	104,807	11,357	12.15	3.90	101,875	8,425	9.02	2.92
和泊町	86,031	96,461	10,430	12.12	3.89	93,762	7,731	8.99	2.91
曾於市	109,370	122,618	13,248	12.11	3.88	119,297	9,927	9.08	2.94
鹿屋市	94,669	105,848	11,179	11.81	3.79	103,187	8,518	9.00	2.91
湧水町	90,011	100,624	10,613	11.79	3.79	98,051	8,040	8.93	2.89
伊佐市	98,358	109,817	11,459	11.65	3.74	107,152	8,794	8.94	2.90
垂水市	100,222	110,454	10,232	10.21	3.29	108,990	8,768	8.75	2.84
阿久根市	98,210	107,866	9,656	9.83	3.18	106,694	8,484	8.64	2.80
南さつま市	113,701	124,561	10,860	9.55	3.09	123,540	9,839	8.65	2.81
中種子町	98,334	107,253	8,919	9.07	2.94	106,688	8,354	8.50	2.76
南九州市	119,472	128,519	9,047	7.57	2.46	128,519	9,047	7.57	2.46
徳之島町	64,669	67,889	3,220	4.98	1.63	67,889	3,220	4.98	1.63
枕崎市	113,141	118,542	5,401	4.77	1.57	118,542	5,401	4.77	1.57
始良市	97,064	100,473	3,409	3.51	1.16	100,473	3,409	3.51	1.16
与論町	80,621	82,634	2,013	2.50	0.83	82,634	2,013	2.50	0.83
奄美市	73,741	75,345	1,604	2.18	0.72	75,345	1,604	2.18	0.72
天城町	63,579	63,418	▲161	▲0.25	▲0.08	63,418	▲161	▲0.25	▲0.08
肝付町	95,571	95,218	▲353	▲0.37	▲0.12	95,218	▲353	▲0.37	▲0.12
錦江町	108,096	98,915	▲9,181	▲8.49	▲2.92	98,915	▲9,181	▲8.49	▲2.92
龍郷町	102,080	92,942	▲9,138	▲8.95	▲3.08	92,942	▲9,138	▲8.95	▲3.08
伊仙町	69,175	56,250	▲12,925	▲18.68	▲6.66	56,250	▲12,925	▲18.68	▲6.66
三島村	176,354	134,501	▲41,853	▲23.73	▲8.63	134,501	▲41,853	▲23.73	▲8.63
長島町	113,181	85,907	▲27,274	▲24.10	▲8.78	85,907	▲27,274	▲24.10	▲8.78
宇検村	82,765	59,749	▲23,016	▲27.81	▲10.29	59,749	▲23,016	▲27.81	▲10.29
大和村	116,059	83,060	▲32,999	▲28.43	▲10.55	83,060	▲32,999	▲28.43	▲10.55
県計	97,946	109,592	11,646	11.89	3.82	105,697	7,751	7.91	2.57

(注)この表の金額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

2 (1) ⑥ 一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率 (激変緩和措置前後比較)



	大崎町	瀬戸内町	屋久島町	西之表市	さつま町	南種子町	南大隅町	喜界町	十島村	知名町	いちき串木野市	指宿市	東串良町	薩摩川内市	鹿児島市	日置市	出水市	霧島市	志布志市	和泊町	曾於市	鹿屋市	湧水町	伊佐市	垂水市	阿久根市	南さつま市	中種子町	南九州市	徳之島町	枕崎市	始良市	与論町	奄美市	天城町	肝付町	錦江町	龍郷町	伊仙町	三島村	長島町	宇検村	大和村
■ 激変緩和前	12	10	9.09	6.83	6.4	6.27	6.05	5.87	5.74	5.69	5.63	5.56	5.52	5	4.3	4.11	4	3.95	3.9	3.89	3.88	3.79	3.79	3.74	3.29	3.18	3.09	2.94	2.46	1.63	1.57	1.16	0.83	0.72	-0.1	-0.1	-2.9	-3.1	-6.7	-8.6	-8.8	-10	-11
■ 激変緩和後	4.39	3.95	3.8	3.41	3.37	3.32	3.3	3.21	3.13	3.21	3.23	3.22	3.22	3.11	2.99	2.97	2.92	2.93	2.92	2.91	2.94	2.91	2.89	2.9	2.84	2.8	2.81	2.76	2.46	1.63	1.57	1.16	0.83	0.72	-0.1	-0.1	-2.9	-3.1	-6.7	-8.6	-8.8	-10	-11

2 (2) 国民健康保険事業費納付金

<ポイント>

○ 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度以降、市町村が徴収した国保税や市町村向けの公費支援額等を財源として県に納めるものであり、県は、翌年度の保険給付費等を推計した上で、各市町村から徴収する納付金額をそれぞれの市町村の医療費水準(年齢調整後医療費指数)や所得水準等をもとに算定する。

市 町 村 名	医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分	H31年度計 ①	【参考】H30年度計 ②	増減額 ①-②
	一般被保険者分	退職被保険者等分	小計	一般被保険者分	退職被保険者等分	小計				
鹿 児 島 市	12,507,702,663	19,061,303	12,526,763,966	3,237,881,641	5,701,749	3,243,583,390	1,107,325,022	16,877,672,378	15,848,004,139	1,029,668,239
鹿 屋 市	2,097,256,106	4,418,696	2,101,674,802	679,220,421	1,678,533	680,898,954	286,601,371	3,069,175,127	2,856,911,402	212,263,725
阿 久 根 市	660,709,107	822,306	661,531,413	168,300,903	267,566	168,568,469	56,331,677	886,431,559	812,532,857	73,898,702
出 水 市	539,346,459	724,276	540,070,735	127,384,124	207,089	127,591,213	50,525,223	718,187,171	693,595,333	24,591,838
指 宿 市	1,453,931,278	1,697,189	1,455,628,467	351,837,345	456,330	352,293,675	142,130,259	1,950,052,401	1,916,408,026	33,644,375
西 之 表 市	1,354,425,345	3,452,385	1,357,877,730	355,209,827	982,340	356,192,167	125,683,358	1,839,753,255	1,719,150,342	120,602,913
垂 水 市	376,697,563	698,980	377,396,543	122,474,374	207,927	122,682,301	49,965,093	550,043,937	529,908,042	20,135,895
薩 摩 川 内 市	405,149,683	1,180,377	406,330,060	95,840,137	281,907	96,122,044	38,987,940	541,440,044	515,117,826	26,322,218
日 置 市	1,762,410,567	4,249,146	1,766,659,713	468,660,711	1,147,685	469,808,396	147,115,872	2,383,583,981	2,353,202,558	30,381,423
曾 於 市	1,100,590,576	3,584,842	1,104,175,418	296,709,642	896,888	297,606,530	89,213,944	1,490,995,892	1,399,351,699	91,644,193
霧 島 市	1,067,828,503	1,836,310	1,069,664,813	275,912,339	426,072	276,338,411	109,767,969	1,455,771,193	1,349,347,588	106,423,605
いちき串木野市	2,595,196,877	4,420,364	2,599,617,241	673,134,299	1,597,339	674,731,638	226,851,369	3,501,200,248	3,421,198,584	80,001,664
南 さ つ ま 市	624,034,984	1,269,866	625,304,850	153,678,475	286,754	153,965,229	49,722,051	828,992,130	820,399,455	8,592,675
志 布 志 市	1,023,373,937	886,022	1,024,259,959	231,044,892	256,899	231,301,791	84,799,943	1,340,361,693	1,244,974,155	95,387,538
奄 美 市	788,975,479	1,278,943	790,254,422	236,353,904	448,026	236,801,930	89,821,783	1,116,878,135	1,042,938,368	73,939,767
南 九 州 市	783,734,483	1,368,568	785,103,051	264,073,552	590,348	264,663,900	102,115,872	1,151,882,823	1,225,775,750	▲ 73,892,927
伊 佐 市	1,154,591,352	1,239,536	1,155,830,888	308,325,920	352,015	308,677,935	131,328,793	1,595,837,616	1,516,307,297	79,530,319
始 良 市	700,666,940	1,468,960	702,135,900	169,609,706	444,031	170,053,737	59,328,026	931,517,663	865,389,711	66,127,952
三 島 村	1,525,330,521	3,871,757	1,529,202,278	473,206,545	1,030,833	474,237,378	157,228,697	2,160,668,353	2,113,473,720	47,194,633
十 島 村	19,005,001	1,433	19,006,434	4,748,355	933	4,749,288	1,807,198	25,562,920	21,893,130	3,669,790
さ つ ま 町	20,406,470	0	20,406,470	8,229,636	0	8,229,636	3,647,344	32,283,450	29,973,425	2,310,025
長 島 町	522,121,424	1,511,407	523,632,831	137,453,364	457,253	137,910,617	40,048,628	701,592,076	705,543,459	▲ 3,951,383
湧 水 町	341,007,568	109,261	341,116,829	103,025,530	57,127	103,082,657	42,606,113	486,805,599	449,764,226	37,041,373
大 崎 町	208,638,515	337,778	208,976,293	63,380,985	107,660	63,488,645	21,610,552	294,075,490	301,201,847	▲ 7,126,357
東 串 良 町	332,470,591	379,595	332,850,186	105,787,504	141,143	105,928,647	41,011,080	479,789,913	439,853,395	39,954,518
東 錦 江 町	226,941,112	248,929	227,190,041	67,871,897	84,677	67,956,574	30,383,768	325,530,383	312,909,879	12,620,504
南 大 隅 町	206,402,830	190,600	206,593,430	63,133,397	46,757	63,180,154	26,582,721	296,356,305	316,697,178	▲ 20,340,873
肝 付 町	192,047,619	217,830	192,265,449	53,019,416	58,851	53,078,267	20,659,843	266,003,559	263,012,924	2,990,635
中 種 子 町	333,304,740	858,862	334,163,602	101,379,225	367,645	101,746,870	37,926,723	473,837,195	503,492,397	▲ 29,655,202
南 種 子 町	226,299,751	463,345	226,763,096	79,352,122	69,598	79,421,720	36,302,410	342,487,226	313,763,431	28,723,795
南 屋 久 島 町	137,525,977	171,729	137,697,706	46,887,101	38,212	46,925,313	20,219,290	204,842,309	194,826,196	10,016,113
大 宇 和 村	268,909,829	527,197	269,437,026	103,988,431	207,896	104,196,327	43,685,904	417,319,257	389,428,552	27,890,705
宇 検 村	32,142,999	44,219	32,187,218	9,741,813	19,884	9,761,697	4,155,189	46,104,104	43,345,985	2,758,119
瀬 戸 内 町	35,524,854	0	35,524,854	13,491,522	0	13,491,522	4,609,497	53,625,873	60,590,500	▲ 6,964,627
龍 郷 町	201,853,555	391,941	202,245,496	57,284,151	223,786	57,507,937	22,396,029	282,149,462	270,810,949	11,338,513
喜 界 町	129,966,030	14,661	129,980,691	42,782,676	5,312	42,787,988	16,185,972	188,954,651	196,927,530	▲ 7,972,879
徳 之 島 町	135,865,934	126,717	135,992,651	64,127,664	38,716	64,166,380	21,920,578	222,079,609	224,454,896	▲ 2,375,287
天 城 町	209,534,221	101,414	209,635,635	77,450,631	43,029	77,493,660	37,329,781	324,459,076	323,177,721	1,281,355
伊 仙 町	128,686,430	51,698	128,738,128	45,518,578	18,709	45,537,287	21,227,458	195,502,873	167,116,980	28,385,893
和 泊 町	137,893,977	140,064	138,034,041	50,204,080	50,873	50,254,953	22,441,358	210,730,352	194,082,908	16,647,444
知 名 町	175,462,999	128,599	175,591,598	76,931,750	55,583	76,987,333	27,810,061	280,388,992	280,786,037	▲ 397,045
与 論 町	164,103,060	432,131	164,535,191	68,245,407	163,015	68,408,422	25,317,086	258,260,699	244,216,049	14,044,650
計	135,416,739	80,884	135,497,623	60,345,803	13,242	60,359,045	29,787,911	225,644,579	224,771,467	873,112
計	37,043,484,648	64,060,120	37,107,544,768	10,193,239,795	19,530,232	10,212,770,027	3,704,516,756	51,024,831,551	48,716,609,913	2,308,221,638

2 (3) 標準保険料率等①

＜ポイント＞

- 標準保険料率は、都道府県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」(算定方式は全国統一で2方式)と、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」(本県の算定方式は3方式)がある。
- 市町村標準保険料率は、各市町村の納付金額を基礎額として、市町村ごとに個別事情の加減算(推計可能な市町村向けの公費支援額等の減算や保健事業費の加算等)を行った額を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻すなどにより算出し、各市町村が国保税率を決定する際に参考とするために県が示すものである。
- 一人当たり保険税必要額は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額であり、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○都道府県標準保険料率

都道府県名	区 分	【参考】H30年度		H31一人当たり保険税必要額
		所得割率	均等割額	
鹿 児 島 県	医 療 給 付 費 分	8.08%	45,921円	97,978円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.40%	13,572円	
	介 護 納 付 金 分	2.02%	15,085円	

H31年度			H31一人当たり保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
8.32%	48,100円		105,697円
2.60%	14,877円		
2.34%	17,394円		

H31-H30			H31-H30(一人当たり保険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
0.24%	2,179円		7,719円	7.88%
0.20%	1,305円			
0.32%	2,309円			

○市町村標準保険料率

市町村名	区 分	【参考】H30年度			H31一人当たり保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿 児 島 市	医 療 給 付 費 分	8.74%	35,545円	24,987円	103,662円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.33%	9,440円	6,636円	
	介 護 納 付 金 分	1.97%	10,291円	5,088円	
鹿 屋 市	医 療 給 付 費 分	7.23%	29,408円	20,673円	92,712円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.37%	9,598円	6,747円	
	介 護 納 付 金 分	2.41%	12,623円	6,240円	
枕 崎 市	医 療 給 付 費 分	8.00%	32,528円	22,867円	106,263円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.39%	9,665円	6,794円	
	介 護 納 付 金 分	1.91%	9,986円	4,937円	
阿 久 根 市	医 療 給 付 費 分	8.66%	35,214円	24,755円	100,049円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.13%	8,612円	6,054円	
	介 護 納 付 金 分	1.83%	9,586円	4,739円	
出 水 市	医 療 給 付 費 分	6.86%	27,886円	19,604円	92,080円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.27%	9,174円	6,449円	
	介 護 納 付 金 分	2.03%	10,593円	5,237円	
指 宿 市	医 療 給 付 費 分	8.51%	34,622円	24,339円	107,585円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.46%	9,952円	6,996円	
	介 護 納 付 金 分	1.91%	9,999円	4,943円	
西 之 表 市	医 療 給 付 費 分	5.84%	23,726円	16,679円	85,067円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.21%	8,936円	6,282円	
	介 護 納 付 金 分	1.75%	9,129円	4,513円	
垂 水 市	医 療 給 付 費 分	8.49%	34,541円	24,281円	102,961円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.15%	8,689円	6,108円	
	介 護 納 付 金 分	2.31%	12,055円	5,960円	
薩 摩 川 内 市	医 療 給 付 費 分	8.31%	33,792円	23,755円	95,595円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.17%	8,787円	6,177円	
	介 護 納 付 金 分	1.87%	9,752円	4,821円	
日 置 市	医 療 給 付 費 分	8.39%	34,130円	23,993円	101,336円
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	2.47%	9,987円	7,021円	
	介 護 納 付 金 分	1.95%	10,193円	5,039円	

H31年度			H31一人当たり保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
9.10%	36,957円	25,813円	111,576円
2.58%	10,384円	7,253円	
2.35%	12,148円	5,998円	
7.86%	31,905円	22,284円	103,187円
2.66%	10,721円	7,488円	
2.83%	14,644円	7,231円	
8.78%	35,660円	24,907円	118,542円
2.61%	10,512円	7,342円	
2.17%	11,232円	5,546円	
8.71%	35,382円	24,713円	106,694円
2.51%	10,112円	7,063円	
2.35%	12,180円	6,014円	
7.18%	29,161円	20,368円	98,815円
2.49%	10,038円	7,011円	
2.40%	12,428円	6,137円	
8.93%	36,269円	25,333円	116,117円
2.70%	10,864円	7,588円	
2.20%	11,397円	5,627円	
6.14%	24,953円	17,428円	91,923円
2.42%	9,728円	6,795円	
2.00%	10,321円	5,096円	
9.07%	36,826円	25,722円	108,990円
2.43%	9,783円	6,833円	
2.31%	11,939円	5,895円	
8.85%	35,932円	25,097円	102,933円
2.45%	9,850円	6,880円	
2.07%	10,731円	5,299円	
9.25%	37,560円	26,234円	112,309円
2.68%	10,794円	7,539円	
2.29%	11,860円	5,856円	

H31-H30			H31-H30(一人当たり保険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
0.36%	1,412円	826円	7,914円	7.63%
0.25%	944円	617円		
0.38%	1,857円	910円		
0.63%	2,497円	1,611円	10,475円	11.30%
0.29%	1,123円	741円		
0.42%	2,021円	991円		
0.78%	3,132円	2,040円	12,279円	11.56%
0.22%	847円	548円		
0.26%	1,246円	609円		
0.05%	168円	-42円	6,645円	6.64%
0.38%	1,500円	1,009円		
0.52%	2,594円	1,275円		
0.32%	1,275円	764円	6,735円	7.31%
0.22%	864円	562円		
0.37%	1,835円	900円		
0.42%	1,647円	994円	8,532円	7.93%
0.24%	912円	592円		
0.29%	1,398円	684円		
0.30%	1,227円	749円	6,856円	8.06%
0.21%	792円	513円		
0.25%	1,192円	583円		
0.58%	2,285円	1,441円	6,029円	5.86%
0.28%	1,094円	725円		
0.00%	-116円	-65円		
0.54%	2,140円	1,342円	7,338円	7.68%
0.28%	1,063円	703円		
0.20%	979円	478円		
0.86%	3,430円	2,241円	10,973円	10.83%
0.21%	807円	518円		
0.34%	1,667円	817円		

2 (3) 標準保険料率等②

市町村名	区分	【参考】H30年度			H30一人当たり 保険料必要額	H31年度			H31一人当たり 保険料必要額	H31-H30			H31-H30(一人 当たり保険 料必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
曾 於 市	医療給付費分	8.28%	33,683円	23,679円	109,936円	9.06%	36,788円	25,695円	119,297円	0.78%	3,105円	2,016円	9,361円	8.51%
	後期高齢者支援金等分	2.50%	10,117円	7,112円		2.53%	10,172円	7,105円		0.03%	55円	-7円		
	介護納付金分	2.13%	11,143円	5,509円		2.35%	12,174円	6,011円		0.22%	1,031円	502円		
霧 島 市	医療給付費分	7.88%	32,023円	22,511円	94,994円	8.42%	34,204円	23,890円	103,346円	0.54%	2,181円	1,379円	8,352円	8.79%
	後期高齢者支援金等分	2.36%	9,548円	6,712円		2.52%	10,127円	7,073円		0.16%	579円	361円		
	介護納付金分	2.03%	10,600円	5,241円		2.27%	11,726円	5,790円		0.24%	1,126円	549円		
い ち き 串 木 野 市	医療給付費分	8.39%	34,129円	23,992円	103,590円	9.01%	36,606円	25,568円	111,662円	0.62%	2,477円	1,576円	8,072円	7.79%
	後期高齢者支援金等分	2.27%	9,187円	6,459円		2.51%	10,093円	7,050円		0.24%	906円	591円		
	介護納付金分	2.03%	10,603円	5,242円		2.22%	11,470円	5,663円		0.19%	867円	421円		
南 さ つ ま 市	医療給付費分	9.03%	36,699円	25,799円	111,402円	10.01%	40,635円	28,382円	123,540円	0.98%	3,936円	2,583円	12,138円	10.90%
	後期高齢者支援金等分	2.41%	9,755円	6,858円		2.61%	10,520円	7,348円		0.20%	765円	490円		
	介護納付金分	2.13%	11,130円	5,502円		2.39%	12,345円	6,095円		0.26%	1,215円	593円		
志 布 志 市	医療給付費分	6.67%	27,124円	19,068円	93,968円	7.16%	29,061円	20,298円	101,875円	0.49%	1,937円	1,230円	7,907円	8.41%
	後期高齢者支援金等分	2.35%	9,507円	6,683円		2.57%	10,332円	7,216円		0.22%	825円	533円		
	介護納付金分	1.96%	10,242円	5,063円		2.19%	11,344円	5,601円		0.23%	1,102円	538円		
奄 美 市	医療給付費分	5.83%	23,714円	16,670円	72,910円	5.79%	23,528円	16,434円	75,345円	-0.04%	-186円	-236円	2,435円	3.34%
	後期高齢者支援金等分	2.26%	9,132円	6,420円		2.46%	9,896円	6,912円		0.20%	764円	492円		
	介護納付金分	1.85%	9,671円	4,781円		2.01%	10,380円	5,125円		0.16%	709円	344円		
南 九 州 市	医療給付費分	8.15%	33,158円	23,309円	116,704円	8.71%	35,357円	24,695円	128,519円	0.56%	2,199円	1,386円	11,815円	10.12%
	後期高齢者支援金等分	2.40%	9,705円	6,823円		2.66%	10,692円	7,468円		0.26%	987円	645円		
	介護納付金分	2.10%	10,982円	5,429円		2.39%	12,353円	6,099円		0.29%	1,371円	670円		
伊 佐 市	医療給付費分	8.48%	34,497円	24,250円	100,228円	8.83%	35,876円	25,058円	107,152円	0.35%	1,379円	808円	6,924円	6.91%
	後期高齢者支援金等分	2.17%	8,787円	6,177円		2.47%	9,950円	6,950円		0.30%	1,163円	773円		
	介護納付金分	2.11%	11,013円	5,444円		2.37%	12,234円	6,041円		0.26%	1,221円	597円		
始 良 市	医療給付費分	7.96%	32,358円	22,747円	98,522円	7.65%	31,055円	21,691円	100,473円	-0.31%	-1,303円	-1,056円	1,951円	1.98%
	後期高齢者支援金等分	2.60%	10,548円	7,415円		2.77%	11,153円	7,790円		0.17%	605円	375円		
	介護納付金分	2.24%	11,724円	5,796円		2.95%	15,284円	7,547円		0.71%	3,560円	1,751円		
三 島 村	医療給付費分	6.90%	28,051円	19,719円	101,494円	9.86%	40,032円	27,960円	134,501円	2.96%	11,981円	8,241円	33,007円	32.52%
	後期高齢者支援金等分	3.30%	13,372円	9,400円		3.06%	12,328円	8,611円		-0.24%	-1,044円	-789円		
	介護納付金分	3.03%	15,818円	7,820円		3.11%	16,098円	7,948円		0.08%	280円	128円		
十 島 村	医療給付費分	4.22%	17,152円	12,058円	69,465円	3.03%	12,287円	8,582円	74,830円	-1.19%	-4,865円	-3,476円	5,365円	7.72%
	後期高齢者支援金等分	1.44%	5,836円	4,102円		2.57%	10,332円	7,217円		1.13%	4,496円	3,115円		
	介護納付金分	1.16%	6,080円	3,006円		2.24%	11,584円	5,720円		1.08%	5,504円	2,714円		
さ つ ま 町	医療給付費分	8.71%	35,419円	24,899円	109,440円	9.36%	38,027円	26,560円	118,565円	0.65%	2,608円	1,661円	9,125円	8.34%
	後期高齢者支援金等分	2.28%	9,231円	6,489円		2.54%	10,240円	7,152円		0.26%	1,009円	663円		
	介護納付金分	1.66%	8,666円	4,284円		1.97%	10,167円	5,020円		0.31%	1,501円	736円		
長 島 町	医療給付費分	5.18%	21,063円	14,807円	81,190円	4.85%	19,681円	13,746円	85,907円	-0.33%	-1,382円	-1,061円	4,717円	5.81%
	後期高齢者支援金等分	2.31%	9,337円	6,564円		2.70%	10,858円	7,584円		0.39%	1,521円	1,020円		
	介護納付金分	1.96%	10,271円	5,078円		2.38%	12,306円	6,076円		0.42%	2,035円	998円		
湧 水 町	医療給付費分	7.22%	29,356円	20,637円	91,516円	7.54%	30,636円	21,398円	98,051円	0.32%	1,280円	761円	6,535円	7.14%
	後期高齢者支援金等分	2.40%	9,713円	6,828円		2.63%	10,599円	7,403円		0.23%	886円	575円		
	介護納付金分	2.01%	10,509円	5,195円		2.25%	11,643円	5,749円		0.24%	1,134円	554円		
大 崎 町	医療給付費分	7.13%	28,985円	20,376円	96,608円	7.95%	32,285円	22,550円	107,834円	0.82%	3,300円	2,174円	11,226円	11.62%
	後期高齢者支援金等分	2.36%	9,558円	6,719円		2.63%	10,578円	7,388円		0.27%	1,020円	669円		
	介護納付金分	2.00%	10,468円	5,175円		2.42%	12,527円	6,185円		0.42%	2,059円	1,010円		
東 串 良 町	医療給付費分	8.11%	32,968円	23,176円	125,333円	8.72%	35,401円	24,726円	135,220円	0.61%	2,433円	1,550円	9,887円	7.89%
	後期高齢者支援金等分	2.40%	9,731円	6,841円		2.67%	10,766円	7,519円		0.27%	1,035円	678円		
	介護納付金分	2.05%	10,727円	5,303円		2.40%	12,413円	6,129円		0.35%	1,686円	826円		
錦 江 町	医療給付費分	7.92%	32,211円	22,644円	102,212円	7.09%	28,797円	20,114円	98,915円	-0.83%	-3,414円	-2,530円	-3,297円	-3.23%
	後期高齢者支援金等分	2.35%	9,525円	6,696円		2.59%	10,430円	7,285円		0.24%	905円	589円		
	介護納付金分	2.16%	11,292円	5,582円		2.28%	11,773円	5,813円		0.12%	481円	231円		

2 (3) 標準保険料率等③

市町村名	区 分	【参考】H30年度			H30一人当たり 保険料必要額	H31年度			H31一人当たり 保険料必要額	H31－H30			H31－H30(一人 当たり保険 料必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
南大隅町	医療給付費分	8.11%	32,994円	23,194円	101,828円	8.58%	34,837円	24,332円	109,717円	0.47%	1,843円	1,138円	7,889円	7.75%
	後期高齢者支援金等分	2.22%	9,010円	6,334円		2.47%	9,931円	6,936円		0.25%	921円	602円		
	介護納付金分	1.92%	10,038円	4,962円		2.17%	11,247円	5,553円		0.25%	1,209円	591円		
肝付町	医療給付費分	8.31%	33,794円	23,756円	94,093円	7.76%	31,530円	22,022円	95,218円	-0.55%	-2,264円	-1,734円	1,125円	1.20%
	後期高齢者支援金等分	2.06%	8,351円	5,871円		2.52%	10,154円	7,092円		0.46%	1,803円	1,221円		
	介護納付金分	1.90%	9,926円	4,907円		2.23%	11,560円	5,708円		0.33%	1,634円	801円		
中種子町	医療給付費分	5.34%	21,711円	15,262円	93,380円	6.17%	25,073円	17,513円	106,688円	0.83%	3,362円	2,251円	13,308円	14.25%
	後期高齢者支援金等分	2.69%	10,907円	7,667円		2.94%	11,817円	8,254円		0.25%	910円	587円		
	介護納付金分	2.27%	11,842円	5,554円		2.56%	13,250円	6,543円		0.29%	1,408円	689円		
南種子町	医療給付費分	6.23%	25,340円	17,813円	93,071円	6.67%	27,080円	18,914円	101,332円	0.44%	1,740円	1,101円	8,261円	8.88%
	後期高齢者支援金等分	2.38%	9,631円	6,770円		2.47%	9,938円	6,941円		0.09%	307円	171円		
	介護納付金分	1.86%	9,702円	4,796円		2.09%	10,786円	5,326円		0.23%	1,084円	530円		
屋久島町	医療給付費分	5.14%	20,883円	14,680円	71,470円	5.69%	23,101円	16,135円	78,816円	0.55%	2,218円	1,455円	7,346円	10.28%
	後期高齢者支援金等分	2.45%	9,937円	6,986円		2.64%	10,619円	7,417円		0.19%	682円	431円		
	介護納付金分	2.12%	11,102円	5,488円		2.41%	12,486円	6,165円		0.29%	1,384円	677円		
大和村	医療給付費分	6.70%	27,252円	19,158円	76,509円	6.91%	28,075円	19,609円	83,060円	0.21%	823円	451円	6,551円	8.56%
	後期高齢者支援金等分	2.16%	8,740円	6,144円		2.59%	10,429円	7,284円		0.43%	1,689円	1,140円		
	介護納付金分	1.92%	10,046円	4,966円		2.45%	12,682円	6,262円		0.53%	2,636円	1,296円		
宇検村	医療給付費分	6.66%	27,087円	19,042円	80,016円	3.65%	14,826円	10,355円	59,749円	-3.01%	-12,261円	-8,687円	-20,267円	-25.33%
	後期高齢者支援金等分	2.40%	9,721円	6,834円		2.79%	11,244円	7,854円		0.39%	1,523円	1,020円		
	介護納付金分	1.86%	9,736円	4,813円		2.32%	12,021円	5,936円		0.46%	2,285円	1,123円		
瀬戸内町	医療給付費分	5.45%	22,157円	15,576円	66,058円	5.81%	23,587円	16,475円	72,565円	0.36%	1,430円	899円	6,507円	9.85%
	後期高齢者支援金等分	2.06%	8,349円	5,869円		2.42%	9,735円	6,800円		0.36%	1,386円	931円		
	介護納付金分	1.87%	9,756円	4,823円		2.13%	11,012円	5,437円		0.26%	1,256円	614円		
龍郷町	医療給付費分	7.93%	32,237円	22,662円	94,048円	7.20%	29,232円	20,417円	92,942円	-0.73%	-3,005円	-2,245円	-1,106円	-1.18%
	後期高齢者支援金等分	2.30%	9,304円	6,540円		2.61%	10,501円	7,334円		0.31%	1,197円	794円		
	介護納付金分	1.91%	9,959円	4,923円		2.25%	11,614円	5,734円		0.34%	1,655円	811円		
喜界町	医療給付費分	4.84%	19,662円	13,822円	69,572円	4.77%	19,374円	13,532円	74,820円	-0.07%	-288円	-290円	5,248円	7.54%
	後期高齢者支援金等分	2.45%	9,914円	6,969円		2.75%	11,084円	7,742円		0.30%	1,170円	773円		
	介護納付金分	1.87%	9,775円	4,832円		2.12%	10,957円	5,410円		0.25%	1,182円	578円		
徳之島町	医療給付費分	5.46%	22,205円	15,610円	63,427円	5.51%	22,360円	15,618円	67,889円	0.05%	155円	8円	4,462円	7.03%
	後期高齢者支援金等分	2.24%	9,081円	6,384円		2.57%	10,361円	7,237円		0.33%	1,280円	853円		
	介護納付金分	2.06%	10,752円	5,315円		2.52%	13,037円	6,437円		0.46%	2,285円	1,122円		
天城町	医療給付費分	3.93%	15,991円	11,241円	47,343円	5.35%	21,728円	15,176円	63,418円	1.42%	5,737円	3,935円	16,075円	33.95%
	後期高齢者支援金等分	2.05%	8,308円	5,840円		2.63%	10,580円	7,390円		0.58%	2,272円	1,550円		
	介護納付金分	2.06%	10,745円	5,312円		2.51%	12,986円	6,412円		0.45%	2,241円	1,100円		
伊仙町	医療給付費分	5.33%	21,665円	15,230円	57,212円	4.46%	18,132円	12,664円	56,250円	-0.87%	-3,533円	-2,566円	-962円	-1.68%
	後期高齢者支援金等分	2.63%	10,641円	7,481円		2.99%	12,054円	8,419円		0.36%	1,413円	938円		
	介護納付金分	2.19%	11,423円	5,647円		2.63%	13,620円	6,725円		0.44%	2,197円	1,078円		
和泊町	医療給付費分	5.54%	22,508円	15,823円	87,803円	5.63%	22,878円	15,979円	93,762円	0.09%	370円	156円	5,959円	6.79%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,564円	7,427円		2.79%	11,222円	7,838円		0.18%	658円	411円		
	介護納付金分	1.98%	10,356円	5,120円		2.21%	11,411円	5,634円		0.23%	1,055円	514円		
知名町	医療給付費分	5.74%	23,331円	16,401円	80,114円	5.88%	23,865円	16,669円	86,628円	0.14%	534円	268円	6,514円	8.13%
	後期高齢者支援金等分	2.36%	9,556円	6,718円		2.71%	10,911円	7,621円		0.35%	1,355円	903円		
	介護納付金分	2.02%	10,573円	5,227円		2.18%	11,255円	5,557円		0.16%	682円	330円		
与論町	医療給付費分	4.33%	17,619円	12,386円	82,870円	3.84%	15,603円	10,898円	82,634円	-0.49%	-2,016円	-1,488円	-236円	-0.28%
	後期高齢者支援金等分	2.66%	10,766円	7,568円		2.76%	11,105円	7,757円		0.10%	339円	189円		
	介護納付金分	2.23%	11,638円	5,754円		2.53%	13,110円	6,473円		0.30%	1,472円	719円		

2(4) 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)

<ポイント>

○ 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)は、平成30年度以降、市町村が療養の給付等に要する費用を支払うために必要な額を全額県から市町村へ交付するものである。

(単位:円)			
市町村名	<参考>H30年度	H31年度	H31-H30
鹿児島市	45,700,138,820	47,653,729,000	1,953,590,180
鹿屋市	7,833,570,264	7,543,412,000	▲ 290,158,264
枕崎市	2,778,942,404	2,531,189,000	▲ 247,753,404
阿久根市	2,512,361,277	2,348,513,000	▲ 163,848,277
出水市	5,123,144,751	5,200,741,000	77,596,249
指宿市	4,577,921,875	4,578,035,000	113,125
西之表市	1,573,152,657	1,450,995,000	▲ 122,157,657
垂水市	1,652,782,114	1,484,439,000	▲ 168,343,114
薩摩川内市	8,329,059,701	7,780,834,000	▲ 548,225,701
日置市	4,322,761,854	4,321,289,000	▲ 1,472,854
曾於市	3,963,405,679	3,886,022,000	▲ 77,383,679
霧島市	10,327,352,712	10,623,851,000	296,498,288
いちき串木野市	3,006,009,069	2,847,421,000	▲ 158,588,069
南さつま市	3,816,590,065	3,934,324,000	117,733,935
志布志市	2,654,687,950	2,828,412,000	173,724,050
奄美市	3,631,418,243	3,726,677,000	95,258,757
南九州市	4,297,703,928	3,895,289,000	▲ 402,414,928
伊佐市	2,967,215,436	3,216,692,000	249,476,564
始良市	7,242,194,590	6,697,926,000	▲ 544,268,590
三島村	43,848,896	39,267,000	▲ 4,581,896
十島村	61,795,250	72,092,000	10,296,750
さつま町	2,185,381,427	2,235,071,000	49,689,573

(単位:円)			
市町村名	<参考>H30年度	H31年度	H31-H30
長島町	1,121,001,604	1,206,172,000	85,170,396
湧水町	947,910,625	1,129,591,000	181,680,375
大崎町	1,359,921,276	1,426,661,000	66,739,724
東串良町	739,022,809	736,126,000	▲ 2,896,809
錦江町	987,796,459	823,475,000	▲ 164,321,459
南大隅町	861,526,543	928,027,000	66,500,457
肝付町	1,753,689,982	1,600,069,000	▲ 153,620,982
中種子町	826,735,190	816,667,000	▲ 10,068,190
南種子町	540,241,290	516,628,000	▲ 23,613,290
屋久島町	1,158,008,240	1,400,540,000	242,531,760
大和村	173,750,182	161,000,000	▲ 12,750,182
宇検村	197,306,167	201,543,000	4,236,833
瀬戸内町	1,096,433,903	930,618,000	▲ 165,815,903
龍郷町	559,743,152	572,610,000	12,866,848
喜界町	646,151,330	719,363,000	73,211,670
徳之島町	1,078,570,811	1,142,963,000	64,392,189
天城町	724,434,224	722,058,000	▲ 2,376,224
伊仙町	770,045,540	713,385,000	▲ 56,660,540
和泊町	572,631,914	580,543,000	7,911,086
知名町	699,329,619	673,523,000	▲ 25,806,619
与論町	508,984,933	585,189,000	76,204,067
計	145,924,674,755	146,482,971,000	558,296,245

※H31年度から千円未満を端数調整している。

鹿児島県国民健康保険運営方針＜概要版＞

「Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法」のみ抜粋

平成29年11月 鹿児島県

III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法①

県国保運営方針
＜概要版＞より

1 現 状

- 現行の保険料(税)算定方式 → 3方式:12市町村, 4方式:31市町村
- 応能割と応益割 → 応能割と応益割の割合は, 50:50が基本

■平成27年度 本県市町村国保の
応能割, 応益割の割合(医療分)

応能割			応益割		
	所得割	資産割		均等割	平等割
51.13%	47.77%	3.36%	48.87%	30.46%	18.41%

- 賦課限度額 → 地方税法施行令第56条の88の2に定める額と同額で設定

■平成29年度賦課限度額

基礎賦課分	54万円
後期高齢者支援金等賦課分	19万円
介護納付金賦課分	16万円

2 標準的な保険料(税)算定方針

- 基礎的な算定方針

算 定 方 針 等

- ① 本県においては, 当面, 統一の保険料水準とはしない(※統一に向けては引き続き検討)。
- ② 本県においては, 当面, 高額医療費を共同で負担するための調整は行わない(※引き続き検討)。
- ③ 納付金として集める対象範囲は療養の給付のみとし, 出産育児一時金, 葬祭費等に拡大しない。

III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法②

県国保運営方針
＜概要版＞より

○ 主に納付金の算定に必要な係数, 方針

項目	算定方針等
① α の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため, $\alpha = 1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
② β の設定の仕方	β = 本県の所得係数(H28=0.649(医療分))を基本 (激変緩和で β の調整は基本行わない)
③ 賦課限度額	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (H29: 医療分54万円, 後期分19万円, 介護分16万円)
④ 保険者努力支援制度(県分)の取扱い	納付金総額から差し引く。
⑤ 所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際の算定方式	世帯数を勘案する(=3方式)。

○ 主に標準保険料率の算定に必要な係数, 方針

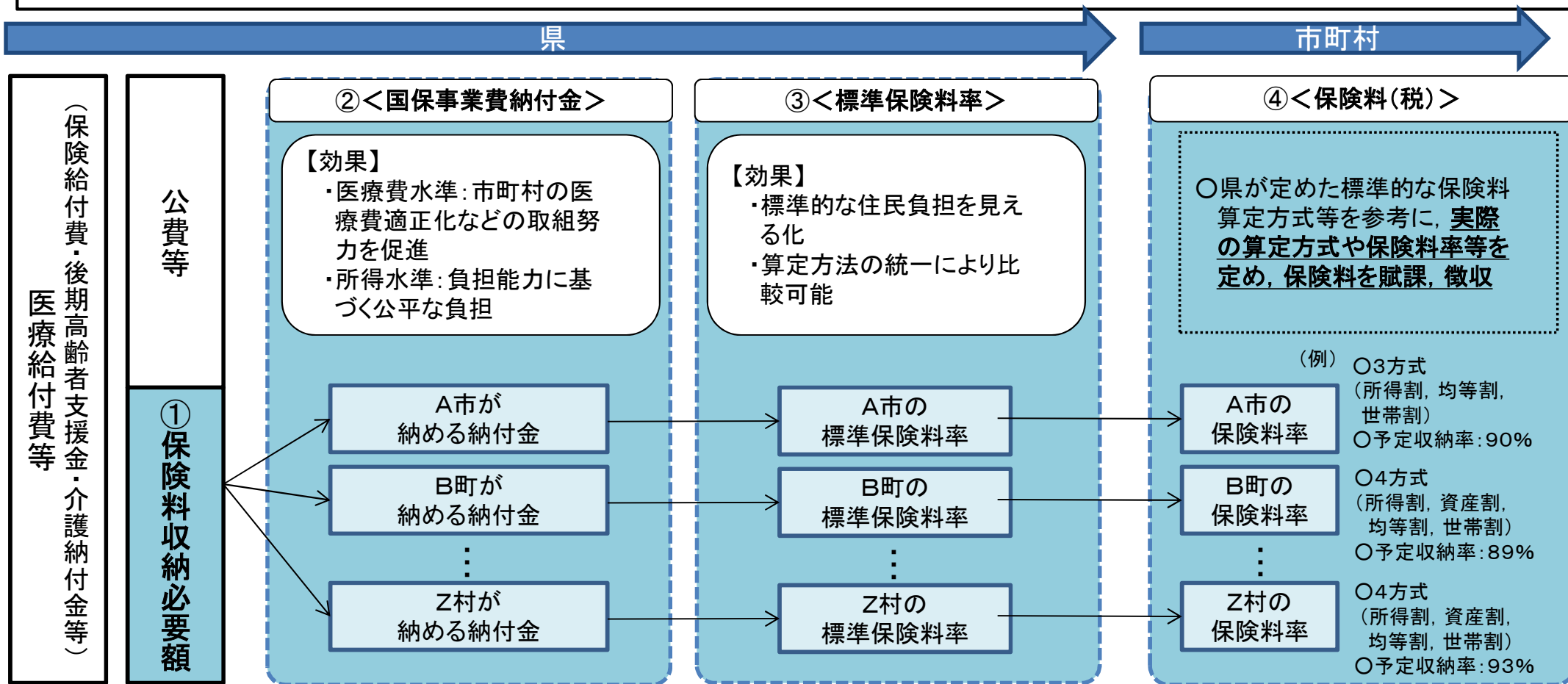
項目	算定方針等
① 標準的な収納率	各市町村の実態に応じた収納率とし, 直近3か年の平均値により設定
② 標準的な算定方式	3方式
③ 所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数	所得割指数=1.0 均等割指数=0.7 平等割指数=0.3
④ 県繰入金を活用した激変緩和措置の調整する範囲	県が一定割合を設定

III 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法③

県国保運営方針
＜概要版＞より

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、
 - ① 医療給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
 - ② 各市町村が県に納める額(国保事業費納付金)を決定(医療費水準, 所得水準を考慮)
 - ③ 標準的な保険料の算定方法(算定方式, 市町村規模別の収納目標等), 市町村ごとの標準保険料率を示す
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等(③)を参考に, 実際の保険料算定方式や保険料率等を定め, 保険料を賦課・徴収



Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法④

県国保運営方針
＜概要版＞より

3 激変緩和措置

- 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α 、 β の設定
 - ・ α 、 β の値の調整による激変緩和措置は行わないことを基本とする(本県では、「 $\alpha = 1$ 」「 $\beta : 1$ 」が基本)。
- 県繰入金金の活用
 - ・ 市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、県繰入金金の活用により激変緩和措置を行う。
 - ・ 県繰入金金を活用した激変緩和措置については、平成28年度と当該年度の1人当たり保険料(税)必要額を比較した上で、県が毎年度「一定割合」を定め、それを超える場合に行う。
 - ・ 県繰入金金を活用した激変緩和措置は平成30年度から平成35年度までの6年間実施することを基本とする。
- 財政安定化基金(特例基金)の活用
 - ・ 県繰入金金の活用による激変緩和措置を行う際は、他の市町村へ影響が出ないように特例基金を活用する。

